

一般社団法人工藝文化振興会定款

令和7年11月20日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人工藝文化振興会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、柳宗悦らによって提唱された民藝及び民藝運動に関わった文化（以下「工藝文化」という。）領域の調査研究活動等を通じて、工藝文化の振興に寄与するとともに、日本国の豊かな自然と文化的土壌を次世代へと承継し、もって工藝文化の発展を促進することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 工藝文化領域における調査研究、学術的成果の編纂・刊行事業及びこれらの支援
2. 工藝文化及び工藝文化領域に関する資料の収集、デジタルライブラリ化、保存及び公開
3. 工藝品制作に求められる素材・道具等に関する調査研究及びこれらの製作者等に対する支援
4. 工藝文化領域における有為な人材の育成事業及びその支援
5. 地方固有の工藝文化の調査・記録及び歴史的文化財の調査保護事業並びにこれらの支援
6. 工藝文化の普及振興を目的とするシンポジウム、講演会、展示会等の開催及びこれらの支援
7. 工藝文化に関する情報発信及び出版物の刊行
8. 工藝文化の国際化推進事業及びその支援
9. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(会員名簿)

第7条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(退 社)

第8条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 社員本人の退社の申出
 2. 死亡又は解散
 3. 総社員の同意
 4. 除名
- ② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(構 成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. 不可欠特定財産の処分の承認

8. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第15条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 社員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 不可欠特定財産の処分
- 6 その他法令で定められた事項

③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員の設置)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上10名以内
2. 監事 2名以内
- ② 理事のうち1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。
- ③ 前項に定める他、理事の中から副会長、専務理事及び常務理事各若干名を置くことができるものとし、副会長、専務理事及び常務理事は、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- ③ 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事及び監事の任期は、いずれも選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

④ 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第24条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第25条 当法人は、法人法第115条の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- ② 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した会長（代表理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第32条 会長又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第33条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並び

にこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

② 事務局には、所要の職員を置く。

③ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 会 員

(会 員)

第40条 当法人の目的・事業に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

② 会員は、次の3種類とする。

1. 一般会員
2. 準会員
3. 賛助会員

(入 会)

第41条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、会長の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第42条 会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

② 会費等については、その全額を当法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(退 会)

第43条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 本人の退会の申出
2. 死亡又は解散
3. 会員が会費等の支払を1年以上滞納したとき
4. 除名

② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、理事会の決議によってすることができる。

(会員規程)

第44条 この定款に定めるもののほか、会員に関する事項は、社員総会において別に定める規程によるものとする。

第11章 学術委員会

(学術委員会の設置等)

第45条 当法人の事業を推進するために、学術委員会を設置する。

② 学術委員会の委員は、理事会において選定する。

③ 学術委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都渋谷区南平台町5番3-807号

高山芳之

東京都文京区大塚二丁目1番22号205

鈴木禎宏

兵庫県西宮市上甲東園一丁目8番16号

濱田[㊦]司

鳥取県鳥取市吉方温泉一丁目123番地

木谷清人

東京都八王子市南大沢五丁目16番地 3-502

村上豊隆

福岡県福岡市中央区赤坂三丁目13番31-101号

朝日プラザ赤坂II

高木崇雄

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 高山芳之

設立時理事 鈴木禎宏

設立時理事 濱田[㊦]司

設立時理事 木谷清人

設立時理事 菅野康晴

設立時理事 高木崇雄

設立時理事 古屋真弓

設立時監事 村上豊隆

(設立時の代表理事)

第48条 当法人の設立時代表理事（会長）は、次のとおりとする。

福岡県福岡市中央区赤坂三丁目13番31-101号

朝日プラザ赤坂II

設立時代表理事（会長） 高木崇雄

（最初の事業年度）

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年9月30日までとする。

（設立時の主たる事務所）

第50条 当法人の設立時の主たる事務所は、次に置くものとする。

東京都新宿区矢来町71番地新潮社倉庫s o k o 2階A区画

（定款に定めのない事項）

第51条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人工藝文化振興会を設立のため、設立時社員高山芳之外5名の定款作成代理人である司法書士法人芝トラスト（社員 都 筑 崇 博）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和7年11月20日

設立時社員 東京都渋谷区南平台町5番3-807号

高山芳之

設立時社員 東京都文京区大塚二丁目1番22号205

鈴木禎宏

設立時社員 兵庫県西宮市上甲東園一丁目8番16号

濱田[㊦]司

設立時社員 鳥取県鳥取市吉方温泉一丁目123番地

木谷清人

設立時社員 東京都八王子市南大沢五丁目16番地 3-502

村上豊隆

設立時社員 福岡県福岡市中央区赤坂三丁目13番31-101号

朝日プラザ赤坂II

高木崇雄

上記設立時社員 6 名の定款作成代理人

東京都港区新橋四丁目 5 番 1 号 アーバン新橋ビル 9 階

司法書士法人芝トラスト

社員 都 筑 崇 博